

◎建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(平成二八年一二月一六日法律第一一一号)(参)

一、提案理由(平成二八年一二月七日・参議院本会議)

○増子輝彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

建設業は、地域のインフラ整備や維持管理などの担い手であるとともに、災害時には安全、安心の確保を担う地域の守り手として極めて重要な役割を果たしております。

その一方で、建設業における労働災害の発生状況は深刻であり、平成二十七年には三百二十七人が亡くなるなど、死亡者数が最も多い業種となっております。

本法律案は、このような現状を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本理念並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を定めるものとしております。

第二に、政府は、施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じなければならないものとしております。

第三に、政府は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならないものとしております。

第四に、国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、国土交通委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二八年一二月九日)

○西銘恒三郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その施策の基本となる事項等を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにすること、

第二に、政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計

画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならず、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めること、

第三に、基本的施策として、国及び都道府県は、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等に必要な施策を講ずること
などであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月七日本委員会に付託され、本日、増子参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年一二月九日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 建設工事従事者の「安全及び健康の確保」が「処遇の改善及び地位の向上」の促進を旨として行われるよう、これらを総合的に結びつける施策の検討を進め、基本計画に盛り込むこと。また、その際「安全及び健康の確保」が何よりも優先されるべきであることに十分配慮すること。
- 二 墜落事故の防止対策その他建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費については、現在、政府が進めている法定福利費を内訳明示した見積書の提出等に関する施策を一層強力に進める等、社会保険一般の未加入対策について、その一層の推進を図ること。
- 三 社会保険に関する必要な経費を適切かつ明確に確保し、これが下請事業者に至るまで確実に支払われ、所要の施策が講ぜられるようにすることは、建設工事従事者の安全及び健康の確保のみならず、処遇の改善を図る上でも重要な施策であることに鑑み、社会保険料一般を含む安全及び健康の確保に関する経費が適切に支払われるよう努めること。
- 四 建設労働災害や事故の原因の一つとして、適正な工期が確保されていない問題が指摘されていることに鑑み、安全確保のための余裕ある工期の設定が図られるべきであることを基本計画において明示すること。
- 五 建設労働災害の撲滅に資するため、建設工事現場の調査、研究、分析に努めること。
- 六 建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。
- 七 専門家会議の委員の人選に当たっては、単に専門的知識だけでなく、科学的、社会政策的知見に基づき客観的立場に立った意見及び建設工事従事者の立場に立った意見の反映が担保されるような構成とすること。
- 八 本法の趣旨に基づき、建設労働災害の四割程度を占める墜落災害の撲滅を期するため

に、制度の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある対策を推進すること。

九 本法による施策の推進をより実効あらしめるため、関係する審議会等に現場の実態が的確に反映されるよう、委員の構成等について配慮すること。

十 今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事が増大することに伴い、建設工事従事者の安全と健康に特に配慮が必要な状況の下、政府はそのために必要な対策を講ずること。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。